

健康保険証は
2024年
12月2日に
廃止

マイナ保険証 早めの準備を！

※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の申込みをしたもの

令和6年12月2日に現在の保険証が廃止され、医療機関の受診方法はマイナンバーカードで行うことが基本となります。保険証廃止までに、マイナンバーカードで受診できるように、マイナポータルで保険証利用の申込みを済ませておきましょう。

マイナンバーカードで受診するメリット

医療情報の共有化で 質の良い医療が受けられます！

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、**より適切な医療**が受けられます（本人が同意した場合のみ）。



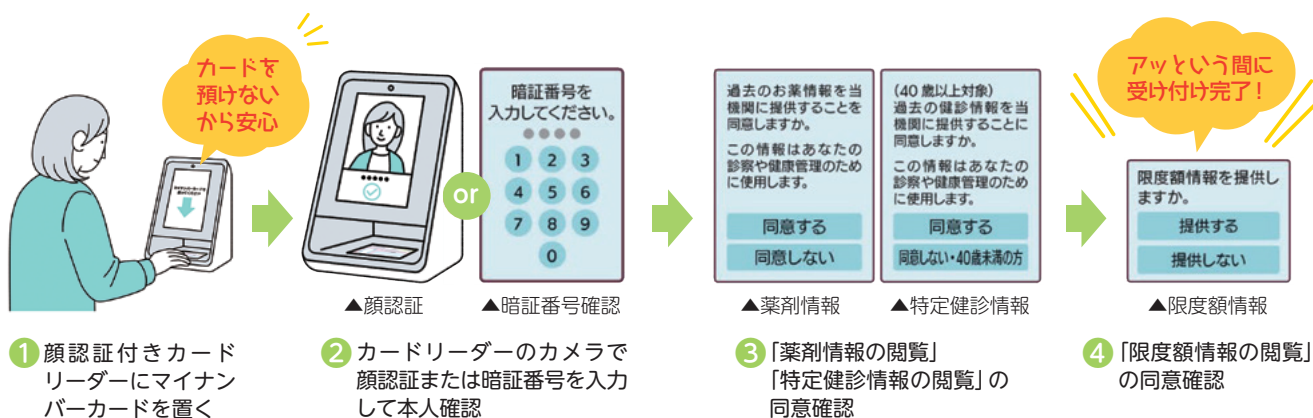
手続きなしで高額な 窓口負担が不要に！

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき**限度額を超える医療費の支払いが免除されます**。健保組合への手続きは必要ありません。



マイナンバーカードでの医療機関・薬局の受付方法

マイナンバーカードは**毎回**受診時に持参して受け付けします！



マイナンバーカードの
健康保険証利用について 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



マイナンバーカードの
メリットと安全性 デジタル庁
<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/pros-and-safety>

